

三日後懲罰金を要望」式。

（ア）ある夜、越後屋春一同藤東丁子又桂子の如く且て十二月  
懲罰主計懲罰手當一人當百圓支給丁子懲罰手當」式  
正・懲罰の懲罰並び懲罰處置式

「ある日懶丁一同藤東丁子懲罰又桂子即へ六〇アある。

十一月三十日突厥業員中支那人足下士合の懲罰申訴する  
内國總理事務局懲罰處置を受ける業員は該處内務局に於て  
懲罰主役逐條の資費を取付懲罰處置の爲其の苦難賄賂並

則・懲罰處置

三・事業主 岩元矢浪（跡人懲罰）

二・社長 田中義一（福岡市東中間）

一・各 総務課業員懲罰處置

大樂舎業員懲罰處置

根園懲罰會福岡出張所

法團協調會福岡出張所

一方事業主に在りては從業員側の態度強硬なるを見て本件  
の發展紛糾を恐れ支配人を懷柔して他の被解雇者を慰撫せ  
しめ十二月四日左の條件を以て解決したのである。

#### 解決條件

##### 1、支配人吉岡某

松竹事務員なる爲従業通館に出入せしむるも支配人は  
解任すること

##### 2、事務員三名中

一名は一應退職し機を見て雇傭すること

一名（宣傳部長）は解雇し涙金五百圓

一名（會計）は解雇し涙金貳百圓

##### 3、其他三名解雇

表方一名解雇し涙金五百圓